

技術検討委員会資料

福岡市環境影響評価条例に係る手続きについて

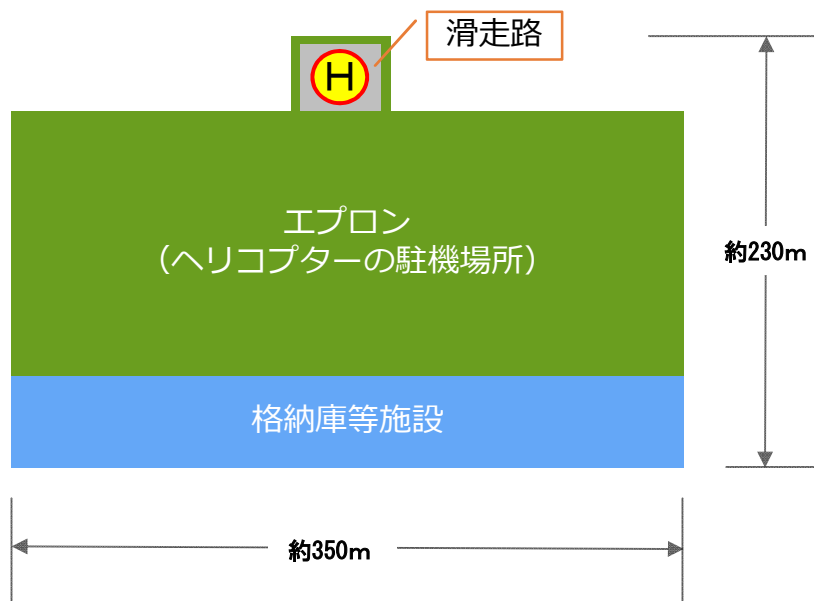
平成27年7月30日

国土交通省大阪航空局
国土交通省九州地方整備局

本事業の環境アセスメント上の位置付け

本事業の規模

面積：約80,000m²＝約8ha



- 本事業は、ヘリコプター専用の運用施設を新たに設置するものであり、その施設規模は約8haである。
- 福岡市環境影響評価条例の対象事業に該当する。

▼福岡市環境影響評価条例対象事業

事業の種類	規模要件	
	事業の種類	規模要件
1 道路	高速自動車国道	すべて
	自動車専用道路	すべて
	森林基幹道	すべて
	その他の道路	4車線以上かつ延長 3km以上
2 河川	ダム・堰	湛水面積 10ha以上
	河川改修	2級河川で延長 1km以上
3 鉄道	鉄道・軌道	延長 1km以上・連続立体交差事業
	新設	すべて
4 飛行場	滑走路新設・延長に伴う変更	すべて
	ヘリポート	面積 1ha以上
5 発電所	火力発電所	出力 5万kW以上
	風力発電所	出力 1,500kW以上 ただし、特定区域(*)及び500m以内に 住環境等がある地域は出力 1,000kW以上
	太陽光発電所 (土地造成を伴うもの)	市街化区域：面積 20ha以上 市街化調整区域：面積 10ha以上 特定区域(*)：面積 5ha以上
6 廃棄物最終処分場	面積 10ha以上	
7 埋立て・干拓	面積 20ha以上	
8 土地区画整理事業	面積 30ha以上	
9 流通業務団地造成事業	面積 20ha以上	
10 運動場又は レクリエーション施設	都市計画法 第2種特定工作物	市街化区域：面積 20ha以上 市街化調整区域：面積 10ha以上 特定区域(*)：面積 5ha以上
	都市公園、国定公園、 県立公園など	市街化区域：面積 20ha以上 市街化調整区域：面積 10ha以上
11 住宅団地の造成	市街化区域：面積 20ha以上 市街化調整区域：面積 10ha以上 特定区域(*)：面積 5ha以上	
12 土石の採取	計画処理人口 5万人以上	
13 下水道終末処理場	処理能力 200t/日以上	
14 ごみ焼却施設	排ガス量 4万Nm ³ /時以上 又は、排出水量 5,000m ³ /日以上 又は、敷地面積 5ha以上	
15 工場又は事業場	都市計画法に基づく 開発行為	市街化区域：面積 20ha以上 市街化調整区域：面積 10ha以上 特定区域(*)：面積 5ha以上
16 その他の土地の造成	1から16までに掲げる事業と同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が審査会の意見を聴いた上で、特に必要と認めるもの	

出典：福岡市「福岡市の環境影響評価制度（環境アセスメント）」

環境アセスメント手続き

準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したもの

